

嬉野市立轟小学校いじめ防止基本方針

令和3年2月3日改訂

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、家庭、地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての児童が安全に、そして、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導體制・組織

(1) 学校いじめ防止対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「**轟小学校いじめ防止対策委員会**」（以下「対策委員会」という。）を置く。

対策委員会の役割は嬉野市いじめ防止対策委員会条例で定めており、いじめ防止対策に関すること並びにいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。

- 初期対応は学校の教職員で構成する対策委員会で取り扱うこととし、外部委員には定例の対策委員会等に対応状況等について報告する。
- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた対策委員会を開催する。

(2) 未然防止の取組及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き Ver 2.5」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 児童の自主的な取組の推進

学級活動、児童会活動、学校行事等において、いじめの根絶や命の大切さ、一人一人を大切にすることなどを、児童が主体的に呼びかける活動を積極的に取り入れる。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校だよりやPTA総会、学校運営協議会、ホームページ等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 日常の取組

日常の学校生活の中で、児童の変化への気づきを高めるため、観察の視点を全職員で共通理解したうえアンテナを高くして日々の児童の様子を観察し、毎週火曜日の職員連絡会において配慮を要する児童についての情報共有を行う。

② 担任による面談

個人教育相談期間を年2回（6・11月）設けすべての児童との個人面談を行い、学校での生活状況などについて話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し適切に対応する。

また、保護者との個人面談（7月）も設定し、学校や家庭における児童の様子などについての情報交換を行う。

③ スクールカウンセラーによる面談

「SMILE（教育相談だより）」により、スクールカウンセラーによる面談の期日、日程を児童・保護者に周知する。

④ 相談窓口の充実

困りごとや悩みごとなどの相談窓口として保健室前に「こころのポスト」を設置し、いじめが疑われる相談があれば、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

年2回のアンケート調査（児童対象は県標準様式の趣旨を踏まえた学校独自の「こころのアンケート」を、保護者対象は県標準様式をそれぞれ活用し、同時期に実施）を行い、いじめの早期発見に努める。

(3) 家庭・地域との連携促進

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校と家庭はもとより学校運営協議会や放課後児童クラブなどの地域も含めた組織的な連携・協働体制を構築する。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめが疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り等調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの認知

いじめの定義に従いいじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示するとともに、教育委員会に認知報告を行う。

また、事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害児童への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

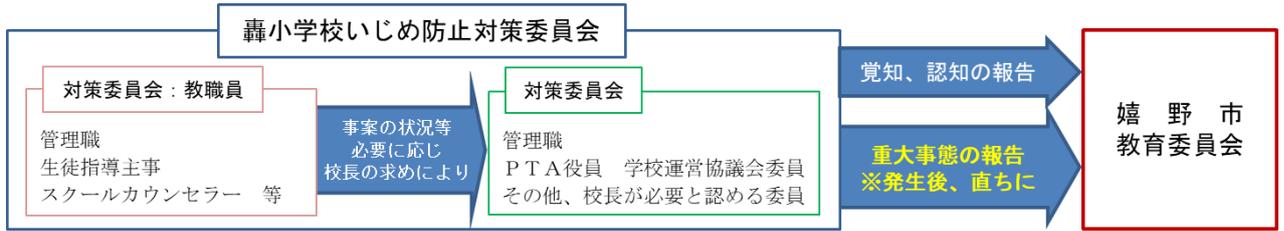
(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査主体や、どのような調査組織とするかについて教育委員会の指示を仰ぎ、連携して事案に対応する。

「重大事態」の要件（いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号及び第2号）

- いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（第1号）
- いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（第2号）

(3) 対応のフロー図



7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

- 4月 … いじめの定義、対応についての研修会
- 8月 … いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会
- 3月 … いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価について

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善にいかす。